

感染症にかかる出席停止について

表1の感染症と診断された場合、学校保健安全法にもとづき、出席停止になります。下記のとおり手続きをお願いいたします。

記

- 1 保護者から学校へ連絡をしてください。
- 2 医師に登校可能日を確認してください。
- 3 登校可能になりましたら、別紙「出席停止解除届」を本校ホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。裏面には保険調剤明細書または薬の説明書等のコピーを必ず貼りつけ、登校の際、担任に提出をお願いします。

※「出席停止解除届」をダウンロードできない場合は、学校でお渡しできます。

表1 出席停止となる感染症の種類と出席停止基準

	感染症名	出席停止基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1） <u>新型コロナウイルス感染症（新型肺炎）</u>	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱） 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、ウイルス性胃腸炎など）	病状により医師によって感染のおそれがないと認めるまで